2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書　第1版第1刷　正誤表

更新日 令和元年/6/24

この正誤表は更新される場合があります。最新版はICBAの HP（https://www.icba.or.jp/kenchikuhorei/pdf/ybook2015seigo.pdf）でご確認ください。

No.	ページ	行等 （Lは行数）	正	誤	備考
1	4	関係規定の列 上L7	（許容応力度等計算との混用）	（保有水平耐力計算との混用）	
2	4	関係規定の列 上L11	（保有水平耐力計算との混用）	（許容応力度等計算との混用）	
3	9	関係規定の列 上L8～L20	・平13国交告第1540号 （枠組壁工法・木質プレハブ工法） ・平13国交告第1641号 （薄板軽量形鋼造） ・平14国交告第474号 ： ・平17国交告第631号 （エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等） ・平19国交告第832号 （令第82条等と同等の構造計算の基準） ・平19国交告第1274号	・平13国交告第1540号 （枠組壁工法・木質プレハブ工法） ・平14国交告第474号 ： ： ・平17国交告第631号 （エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等） ・平19国交告第1274号	H28/1/12追加
4	9	関係規定の列 上L22	（許容応力度等計算との混用）	（保有水平耐力計算との混用）	
5	9	関係規定の列 上L26	（保有水平耐力計算との混用）	（許容応力度等計算との混用）	
6	16	L19	(1)の認定が法第68条の25の規定に基づく構造方法等の認定として行われるのに対し，それとは別の手続き（法第68条の26）による	(1)の認定が法第68条の26の規定に基づく構造方法等の認定として行われるのに対し，それとは別の手続きによる	H27/9/4追加
7	25	政令第36条	・・・は、耐久性等関係規定（この条から第36条の3まで，第37条，・・・	・・・は、耐久性等関係規定（この条から第37条まで，・・・	
8	30	L7	・・・が前号イ若しくはハ又はホ（木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。）及びトに該当するもの以外のもの	・・・が前号イ若しくはハ又はホ（木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。）に該当するもの以外のもの	H30/4/12追加
9	30	L15	(1)　平成14年国土交通省告示第666号第1第2項第一号ロ(1)から(3)までに規定する構造方法に該当するもの	(1)　平成14年国土交通省告示第666号第1第2項第一号ロ(1)から(3)までに規定する構造方法に該当し，天井がトに該当するもの	H30/4/12追加
10	30	L17	(2)　骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当し、天井がトに該当するもの	(2)　骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当するもの	H30/4/12追加
11	30	L21	(2)　骨組の構造が第一号イ(5)に適合するもの	(2)　骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当するもの	H30/4/12追加
12	31	表2.2-1	タイトルをゴシックにする		
13	34	構造種別規模によるもの 骨組膜構造 上表	（略） ・骨組の構造が平19国交告第593号第五号イからへのいずれかに適合 ・特定天井について応答スペクトル法等によらず令第39条第3項の規定に適合	（略） ・骨組の構造が平19国交告第593号第五号イからへのいずれかに適合	H30/4/12追加

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
14	34	構造種別規模によるもの 骨組膜構造 下表	・平14国交告第666号第5第1項各号，第2項から第6項（第4項を除く）に規定する構造計算 ・特定天井について応答スペクトル法等によらず令第39条第3項の規定に適合	・平14国交告第666号第5第1項各号，第2項から第6項（第4項を除く）に規定する構造計算	H30/4/12追加
15	37	図2.2-2 法律の枠内第二号イ	（各階の水平方向の変形を把握）	（各階の水平方向の変位を把握）	
16	43	表2.2-3 条文4段目	削除	第36条の4(別の建築物とみなすことができる部分)	
17	45	平27国交告第189号囲み内 L3	第81条第2項第一号イ	第81条第2項第二号イ	H27/10/15追加
18	45	平27国交告第189号囲み内 L8	桁行方向のいずれかの	桁行方向のうちいずれかの	H27/10/15追加 H27/10/28行番号訂正
19	45	平27国交告第189号囲み内 L15	イ　前号イ及びロに定める…	イ　前号イ又はロに定める…	H27/10/15追加
20	45	平27国交告第189号囲み内 L17	桁行方向のいずれかの	桁行方向のうちいずれかの	H27/10/15追加
21	45	平27国交告第189号囲み内 L19	(2) (1) の規定	(2) (1) イの規定	H27/10/15追加
22	64	政令129条の2の4囲み内 L3	一　建築物に設ける第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては、第129条の4及び第129条の5（これらの規定を第129条の12第2項において準用する場合を含む。）、第129条の6第一号、第129条の8第1項並びに第129条の12第1項第六号の規定（第129条の3第2項第一号に掲げる昇降機にあつては、第129条の6第一号の規定を除く。）に適合すること。	一　建築物に設ける第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては，第129条の4及び第129条の5（これらの規定を第129条の12第2項において準用する場合を含む。），第129条の6第一号並びに第129条の8第1項の規定（第129条の3第2項第一号に掲げる昇降機にあつては，第129条の6第一号の規定を除く。）に適合すること。	H28/1/12追加
23	85	L19	・・・（図3.1-5参照）	・・・（図3.1-4参照）	
24	93	断面形状及び寸法の表 (四)αの値	I/1080	1・1080	
25	109	L29	六　平成12年建設省告示第1452号第六号の規定に基づき，	六　平成12年建設省告示第1452号第七号の規定に基づき，	R1/6/24追加
26	111-1	L15	③の規定は，壁量規定中のいわゆる1/4ルール（(11)参照）について，	③の規定は，壁量規定中のいわゆる1/4ルール（(10)参照）について，	R1/6/24追加
27	134	L5	削除	(1) 組積造は，地震のない国において，れんが又は石等の比較的大きな圧縮強度に期待して発達した構造である。地震の多い我が国では，過去に幾多の地震被害例があり，現在では，ごく小規模あるいは特殊な用途に使われている。	

No.	ページ	行等 （Lは行数）	正	誤	備考
28	142	L10	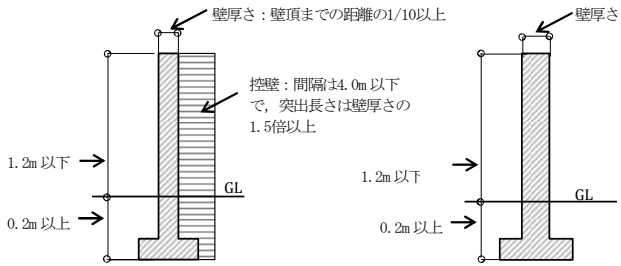		H28/11/17　差し替え
29	149	図3.6-1	SUS304A	SOS304A	
30	158	表3.6-4 「鋼材の種類」 下の段	炭素鋼のうち耐候性鋼を除く490N級鋼	炭素鋼のうち耐候性鋼を除く400N級鋼	H27/8/27追加
31	166	L25	(3)　骨材（細骨材，粗骨材）は，適切な粒形及び粒度分布を有したものでないと，	(3)　骨材（細骨材，粗骨材）は，適切な粒形をもち，細粗粒が適度に分布したものでないと，	H28/11/17追加
32	183	別表 支柱、はり下 （ろ）の段	28	空欄	H27/9/10追加
33	183	別表（は）せき板	1平方ミリメートルにつき5ニュートン	1平方センチメートルにつき5ニュートン	H30/8/13追加
34	209	L16	･･･あるいは空気膜構造とする場合には、時刻歴応答解析によって･･･	･･･あるいは空気膜構造とする場合には、限界耐力計算又は時刻歴応答解析によって･･･	H29/07/28追加
35	209 L26 L34 211 L11		「膜構造の建築物・膜材料等の技術基準及び同解説」	「膜構造の建築物・膜材料等の技術基準及び解説」	H29/03/09追加
36	212	L6	第57号。以下	第57号以下	
37	212	政令第80条の3	**最終改正**　平成27年1月15日政令第6号		H30/1/31追加
38	212	囲み内　L3	第9条第1項	第8条第1項	H30/1/31追加
39	212	囲み内　L5 囲み内　L11	同法第9条第2項	同法第8条第2項	H30/1/31追加
40	212	囲み内　L9	河道閉塞	河道閉鎖	H30/1/31追加
41	212	L12	（土砂法第9条第2項）	（土砂法第8条第2項）	H30/1/31追加
42	225	下L1	(削除)本規定による	補足に示す通り，本規定による	

No.	ページ	行等 （Lは行数）	正	誤	備考
43	226	図3.11－5 土石等の堆積による荷重の分布係数	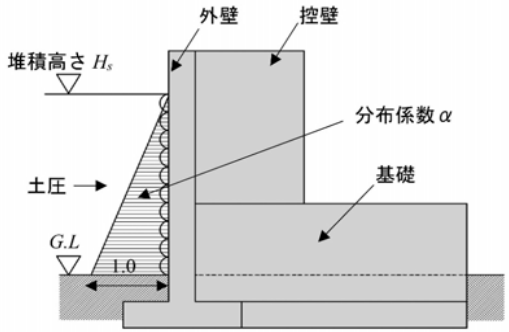	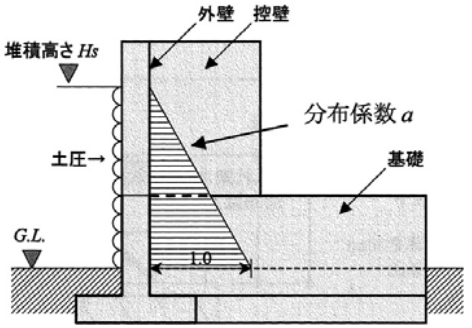	R1/6/24追加
44	227	L11、12 式(1)	$Ui = 2Mp\,Ly\,\theta + Mp\,Lx\,\theta + 2Mp\left(Ly - \frac{Lx}{2}\right)\theta + \underline{2}\sqrt{2}Mp\,Lx\,\alpha\theta$ $= 4Mp\,Ly\frac{\delta_0}{Lx} + 2Mp\,\delta_0 + 4Mp\left(Ly - \frac{Lx}{2}\right)\frac{\delta_0}{Lx} + \underline{4}Mp\,\delta_0$	$Ui = 2Mp\,Ly\,\theta + Mp\,Lx\,\theta + 2Mp\left(Ly - \frac{Lx}{2}\right)\theta + \sqrt{2}Mp\,Lx\,\alpha\theta$ $= 4Mp\,Ly\frac{\delta_0}{Lx} + 2Mp\,\delta_0 + 4Mp\left(Ly - \frac{Lx}{2}\right)\frac{\delta_0}{Lx} + \underline{2}Mp\,\delta_0$	R1/6/24追加
45	247	政令第81条囲み内 L5	三　屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に…	三　屋根ふき材、外装材及び屋外に…	H27/10/15追加
46	247	下L1	各階に生ずる水平方向の	各階に生じる水平方向の	
47	249	L14	・・・（平19国交告第1274号及び平27国交告第189号）がある。	・・・（平19国交告第1274号）がある。	
48	290	平12建告第1454号第3	図6　金網その他の網状の構造物（表8を用いるものとする。）	図8　金網その他の網状の構造物（表8を用いるものとする。）	H27/7/27追加
49	290	平12建告第1454号第3	表8　金網その他の網状の構造物のC_f	表9　金網その他の網状の構造物のC_f	H27/7/27追加
50	291	平12建告第1454号第3	図7　煙突その他の円筒形の構造物（表9を用いるものとする。）	図10　煙突その他の円筒形の構造物（表9を用いるものとする。）	H27/7/27追加
51	291	平12建告第1454号第3	表9　煙突その他の円筒形の構造物のC_f	表11　煙突その他の円筒形の構造物のC_f	H27/7/27追加
52	304	L20 〔判定例〕①〔例1〕	この場合は，支持層である…	この場合は，持層である…	H27/10/15追加
53	318	L5	付録1－5	付録1－4	
54	326	表中の下2段目	アルミニウム合金造　変形増大係数　1	アルミニウム合金造　変形増大係数　4	
55	333 334	L20 L3	（削除）	剛性率は令第82条の2の層間変形角を計算した状態，すなわち一次設計の地震力作用時の応力を算定した状態で計算する。鉄筋コンクリート造の場合…ばねを設けない状態で剛性率を検討する。	H27/9/15追加 ※ P333～337については、差替原稿も用意しています。

No.	ページ	行等 （Lは行数）	正	誤	備考
56	334	図6.2-5 重心の座標 及び下L1	重心 (g_x, g_y)	重心 (g_x, g_x)	H27/9/24追加
57	336	L5～L8	（削除）	偏心率は，剛性率の計算と…複数の仮定を設けて検討する。	H27/9/15追加
58	337	L5	床の一部に大きな吹き抜けがある場合や床の面内剛性が小さく剛床仮定が成立することが確認できない場合など，この仮定により難い建築物については，特別な調査又は研究によるものとして立体解析その他の各部材又は構面の変形を独立に計算できる方法（「立体解析等の方法」という。）に基づいて計算した，剛心位置の層間変位を用いることができる。このときの剛性率は令第82条の2の層間変形角を計算した状態，すなわち一次設計の地震力作用時の応力を算定した状態で計算することができる。 鉄筋コンクリート造の場合，一次設計の地震力作用時の応力を求める際には，コンクリートのひび割れ等による剛性低下を考慮しない初期剛性を用いて求める場合と，剛性低下を考慮した剛性を用いて求める場合があるが，一次設計において前者により応力を求めた場合，剛性率も前者により計算し，一次設計において後者により応力を求めた場合，剛性率も後者により計算しなければならない。ただし，平19国交告第594号第1第二号に従い，構造耐力上安全となることを複数の仮定に基づき確認するような場合にはこの限りではない（例えば，一次設計の応力はひび割れ等を考慮しない初期剛性を用いて算出したが，剛性率の算定において，ひび割れ等を考慮しない初期剛性を用いて算出する値よりひび割れ等による剛性低下を考慮した剛性を用いて算出した値の方が小さいときに，小さい方の値を採用することは差し支えない）。	立体解析を行う場合では，このような並進架構を想定した数値と同等と見なせるものとして，剛心位置の層間変位を用いることができる。	H27/9/15追加 ※ P333～337については、差替原稿も用意しています。
59	337	L7	同様に，一次設計の地震力作用時に構造耐力上主要な部分と判断した部材からなる架構について剛性率を算定することが原則であるが，構造耐力上主要な部分でないと判断した部分についてもその剛性を無視することで危険を生ずるおそれのある場合にはそれを考慮して計算しなければならない。また，耐力壁下の基礎の回転変形についても，回転変形を考慮する場合と考慮しない場合の両者を検討することで，構造耐力上より安全側の計画とすることができる。なお，ピロティ階を有する建築物の場合，ピロティ階において直上の耐力壁を支持する柱の脚部に地盤のばねを設けると，階の剛性の差を実際より小さく評価してしまうおそれがあることから，そのような場合には地盤のばねを設けない状態で剛性率を検討する。		

No.	ページ	行等 （Lは行数）	正	誤	備考
			(5) 本告示第5では，･･･を規定している。偏心率は，(4)の，剛性率の計算に用いる層間変位の計算と同様に，並進架構を想定した計算方法を用いることが原則であるが，立体解析等の方法による場合など，剛床仮定が成り立つか否かによらず，一次設計の地震力の作用時の応力を算定した状態で計算することもできる。なお，剛床仮定が成り立たない場合であっても，ルート2を適用するためには偏心率を求め，0.15以下となることを確かめなくてはならない。(4)で例示されたコンクリートのひび割れ等による剛性低下の適用や，構造耐力上主要な部分でないと判断した部分の扱い，基礎の回転変形なども同様に，必要に応じ複数の仮定を設けて検討する。 告示の式は、(6.2-6)式と･･･	(5) 本告示第5では，偏心率を求める際に必要なねじり剛性の計算方法を規定している。告示の式は、(6.2-6)式と･･･	9/15追加
60	337	L24	(削除)	また，偏心率は，ねじれ振動の生じやすさを表す指標として鉛直部材の平面的な配置のバランスを剛床仮定に基づいて評価するものである。したがって，床の一部に大きな吹き抜けがある場合や床の面内剛性が小さく剛床仮定が成立することが確認できない場合であっても偏心率は当該バランスを確認する手段として剛床仮定の下で計算する。なお，剛床でない場合に生じうる変形の集中の影響を偏心率で評価することはできないので，構面ごと，部材ごとの変形の集中を考慮できる解析法で一次設計を行う。ただし，このような解析法を用いる場合であっても，ルート2とするための偏心率の制限値としては0.15以下とする。	H27/9/15追加 ※ P333～337については、差替原稿も用意しています。
61	345	L29	建築物の最外縁の柱心より内側	建築物の最外縁より内側	H27/8/18追加
62	345	L36	いずれかの数値	いずれか小さい数値	
63	351	L4～5	高さ≦13m 軒の高さ≦9m	高さ≦31m 軒の高さ≦9m	H27/8/4追加
64	377	L15	また、本告示第二号イ(3)として	また、第五号イ(3)として	
65	385	下L3	また、この式の背景を両辺に0.75を乗じた式$\Sigma 1.35\alpha A_w + \Sigma 1.35\alpha A_c \geqq 0.75ZWA_i$で説明すると以下に示すとおりである。	また、この式の両辺に0.75を乗じた式$\Sigma 1.35\alpha A_w + \Sigma 1.35\alpha A_c \geqq 0.75ZWA_i$の背景は以下に示すとおりである。	7/28追加
66	393	L17	(削除)	ただし，基礎が圧縮破壊し，圧縮側に沈むタイプの場合には，進行性の破壊に至る可能性があるので避けるものとする。	H27/9/15追加
67	400	L13	d　はりの有効せい（単位　ミリメートル）	D　はりの有効せい（単位　ミリメートル）	H27/7/31追加
68	400	L19	Q_c　次の式によって計算した柱のせん断耐力	Q_c　次の式によって計算した柱のせん断力	H27/8/18追加

<table>
<tr><th>No.</th><th>ページ</th><th>行等
(Lは行数)</th><th>正</th><th>誤</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>69</td><td>416</td><td>表6.6-1
集成材等建築物の欄</td><td>
<table>
<tr><th></th><th></th><th>許容応力度ほか*1</th><th>層間変形角*2</th><th>剛性率</th><th>偏心率</th><th>保有水平耐力</th></tr>
<tr><td rowspan="2">高さ13m以下，かつ軒の高さ９m以下</td><td>階数２以下，かつ延べ面積500㎡以下</td><td>○*5</td><td>○*5</td><td>－</td><td>○*5*6</td><td>－*7</td></tr>
<tr><td>階数３以上，かつ延べ面積500㎡超</td><td>○</td><td>○*5</td><td>－</td><td>○*5*6</td><td>－*7</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th></th><th></th><th>許容応力度ほか*1</th><th>層間変形角*2</th><th>剛性率</th><th>偏心率</th><th>保有水平耐力</th></tr>
<tr><td rowspan="2">高さ13m以下，かつ軒の高さ９m以下</td><td>階数２以下，かつ延べ面積500㎡以下</td><td>○*5</td><td>○*5</td><td>○*5*6</td><td>○*5*6</td><td>－*7</td></tr>
<tr><td>階数３以上，かつ延べ面積500㎡超</td><td>○</td><td>○*5</td><td>○*5*6</td><td>○*5*6</td><td>－*7</td></tr>
</table>
</td><td>H27/8/18追加</td></tr>
<tr><td>70</td><td>416</td><td>表6.6-1
凡例　注)*1</td><td>また，この欄に「○」が付く箇所は，建築物が法第20条第1項第四号に該当する場合を除き，令第82条の4に規定する屋根ふき材等</td><td>また，この欄に「○」が付く箇所は，令第82条の4に規定する屋根ふき材等の</td><td>H27/8/18追加</td></tr>
<tr><td>71</td><td>425</td><td>下L2</td><td>「～もの
(5) (1)(ｉ)に該当する～」(改行する)</td><td>「～もの(5) (1)(ｉ)に該当する～」</td><td></td></tr>
<tr><td>72</td><td>428</td><td>L2</td><td>付録1-5.3</td><td>付録1-5.2</td><td></td></tr>
<tr><td>73</td><td>439</td><td>L15～16</td><td>渡辺一弘，勅使川原正臣，井上芳生，ほか:一体解析による耐震性能評価手法の検討(その1～その12),日本建築学会大会学術講演梗概集，B-1, 2004.8, 2005.9, 2006.9</td><td>渡辺一弘，勅使川原正臣，井上芳生，ほか:体解析による耐震性能評価手法の検討(その1～その12)， 2004.8, 2005.9, 2006.9</td><td></td></tr>
<tr><td>74</td><td>462</td><td>囲み内</td><td>λ　建物のうち･･･又は鉄骨造である階</td><td>λ　建物のうち･･･又は鉄筋造である階</td><td>H30/1/31追加</td></tr>
<tr><td>75</td><td>488</td><td>L15</td><td>最終改正　平成28年6月1日国土交通省告示第794号</td><td>最終改正 平19年5月18日国土交通省告示第622号</td><td>H30/1/31変更</td></tr>
<tr><td>76</td><td>493</td><td>下L6～7</td><td>令第73条，第77条第二号から第六号までのいずれか，第77条の2第2項，第78条</td><td>令第73条，第77条第二号から第六号までのいずれか，第78条</td><td>H27/9/1追加</td></tr>
<tr><td>77</td><td>496</td><td>L5</td><td>最終改正　平成28年5月31日国土交通省告示第791号</td><td>最終改正 平成19年5月18日国土交通省告示第628号</td><td>H30/1/31変更</td></tr>
<tr><td>78</td><td>503</td><td>図8.5－3出典</td><td>(日本建築センター他「膜構造の建築物・膜材料等の技術基準及び同解説」より)</td><td>(日本膜構造協会「膜構造の建築物・膜材料等の技術基準及び同解説」より)</td><td>H29/03/09追加</td></tr>
<tr><td>79</td><td>518</td><td>表1</td><td>E105-F300</td><td>E105-F30</td><td>H27/8/14追加</td></tr>
<tr><td>80</td><td>523</td><td>L11</td><td>削除</td><td>文献2)</td><td></td></tr>
<tr><td>81</td><td>535</td><td>下L1</td><td>E　ヤング係数･･･</td><td>E　ヤング係数･･･</td><td></td></tr>
<tr><td>82</td><td>546</td><td>下2段目</td><td>削除</td><td>
<table>
<tr><td rowspan="2">SS490</td><td>鋼材の厚さが40ミリメートル以下のもの</td><td>275</td></tr>
<tr><td>鋼材の厚さが40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの</td><td>255</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>83</td><td>546～
547</td><td>最下段
及び
最上段</td><td>
<table>
<tr><td>SKK490
SM490A</td><td>鋼材の厚さが40ミリメートル以下のもの</td><td>325</td></tr>
<tr><td>SM490B
SM490C
・
・
・
STKN490B</td><td>鋼材の厚さが40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの</td><td>295</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>SKK490
SM490A</td><td>鋼材の厚さが40ミリメートル以下のもの</td><td>325</td></tr>
<tr><td>SM490B
SM490C
・
・
・
STKN490B</td><td>鋼材の厚さが40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの</td><td>295</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>

No.	ページ	行等 （Lは行数）	正	誤	備考
84	561	L20 キャプション	図9.6－2　平板載荷試験による許容応力度とNswの関係[21)]	図9.6－2　平板載荷試験による許容応力度とNswの関係[3)]	H30/2/16追加
85	569	図9.6-7	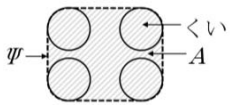	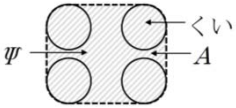	H27/10/15追加 ψの矢印指し位置の修正
86	581	L33　追加	21)(独) 都市再生機構, 宅地耐震設計マニュアル(案), 2003		H30/2/16追加
87	618	L12	(昭55建告第1792号第3第三号イ(2)に適合する)	(昭55建告第1792号第3第三号(2)に適合する)	H27/7/22追加
88	618	L15	ルート[2]における昭55建告第1791号第2第七号、及びこれを引用するルート1－2における平19国交告第593号第一号ロ(6)の…	ルート[2]における昭55建告第1791号第2第七号の…	H27/9/15追加
89	619	(付1.2-15)	$Q_u = {}_wA_3 \cdot \sigma_u/\sqrt{3}$	$Q_u = {}_wA_3 \cdot \sigma_u\sqrt{3}$	H30/2/16追加
90	627	付図1.2-25	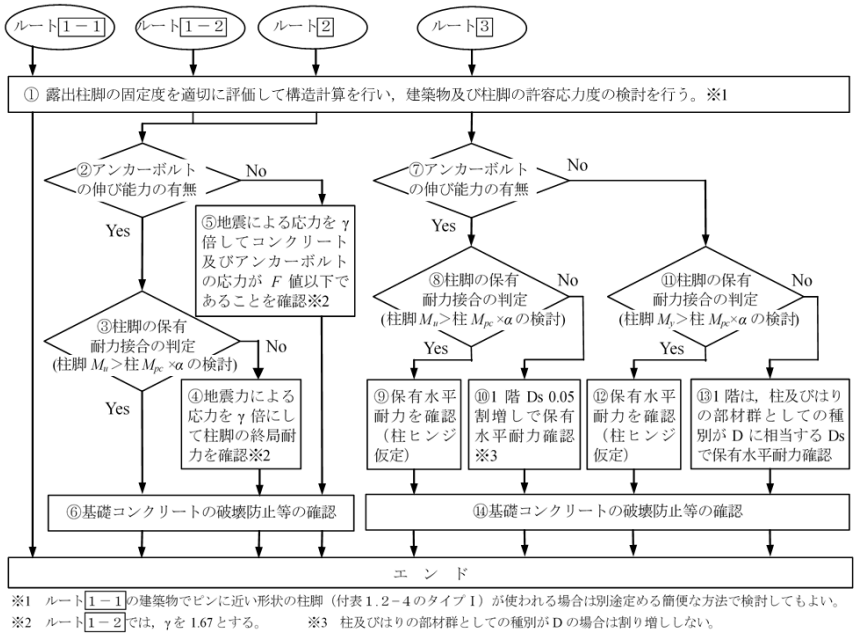 P627 付図1.2-25　差し替え		H27/8/7追加
91	631	L1	$\frac{C_y}{2B_2X} < F_c$	$\frac{C_y}{2B_2x} < F_c$	
92	631	L8	X:ベースプレート端部から･･･	x:ベースプレート端部から･･･	
93	631	L15	･･･, ボルトのせん断耐力をコーン状破壊耐力が上回る条件から, 次のように導かれる。	･･･, ボルトのせん断耐力がコーン状破壊耐力を上回る条件から, 次のように導かれる。	H30/5/14追加

No.	ページ	行等 （Lは行数）	正	誤	備考
94	631	L27	$Q_c = 0.31 \cdot \phi_1 \sqrt{F_c \cdot A_c}$	$Q_c = 0.31 \cdot \phi_1 \sqrt{F_c \cdot A_c}$	
95	638 645	付図1.2-32 付図1.2-39	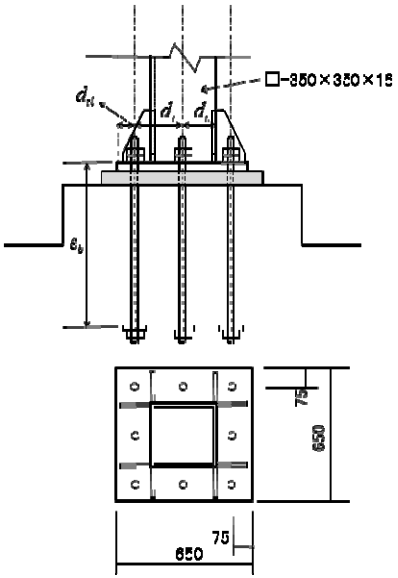	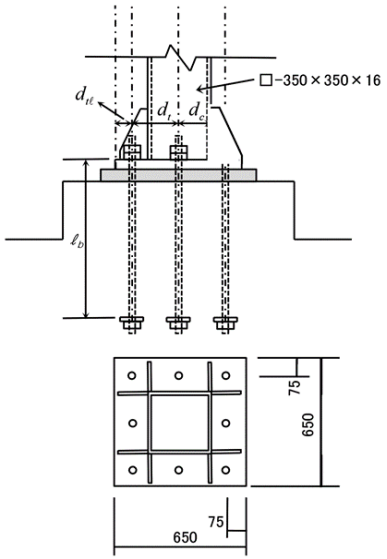	
96	642	付図1.2-37	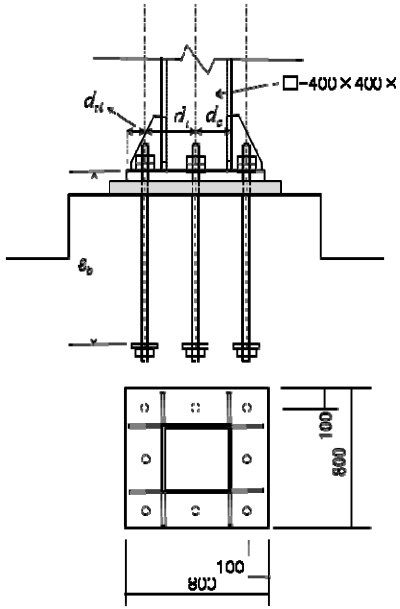	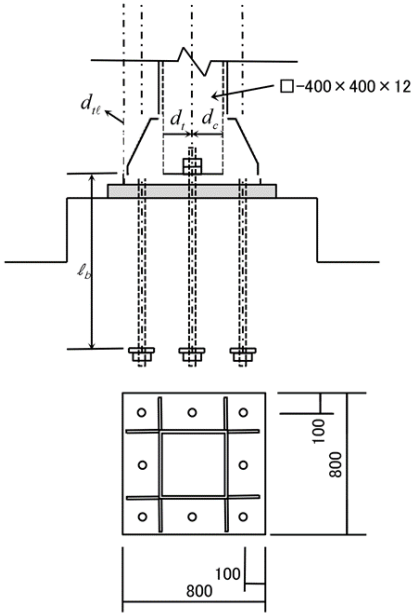	

No.	ページ	行等 （Lは行数）	正	誤	備考
97	644	L9	$N/N_y > A_w/2A$ であるので $M_{pc} = \dfrac{2 \cdot A}{A + 2 \cdot A_f} \cdot \left(1 - \dfrac{N}{N_y}\right) \cdot M_p$ $1.3 \times M_{pc} = 1.3 \times \dfrac{2 \times 186}{186 + 2 \times 48} \times \left(1 - \dfrac{1,224}{4,371}\right) \times 2,710 \times 10^{-6} \times 235 \times 10^3$ $= 786kN \cdot m$	$N/N_y < A_w/2A$であるので $M_{pc} = M_p$ $1.3 \times M_{pc} = 1.3 \times 2,710 \times 10^{-6} \times 235 \times 10^3 = 828kN \cdot m$	H30/8/17追加
98	651	L7	また，α/D＝1.0～2.0の範囲の部材の降伏時剛性低下率α_yは(付1.3－4)式・・・	また，α/D＝1.0～2.0の範囲の部材の降伏時剛性低下率dyは(付1.3－4)式・・・	H30/8/17追加
99	656	L11	$M_u = (\cdots\cdots + 0.024(1 + g_1)(3.6 - g_1)bD^2F_c)\left(\dfrac{N_{max} - N}{N_{max} - N_b}\right)$	$M_u = (\cdots\cdots + 0.024(1 + g_1)(3.6 + g_1)bD^2F_c)\left(\dfrac{N_{max} - N}{N_{max} - N_b}\right)$	
97	666	下L3	$\sqrt{\text{st}/3}$	$\sqrt{\text{st}\square 3}$	H27/8/27追加
98	667	L3	(N・mm)	(N/mm^2)	H29/07/28追加
99	667	L4	(付1.3-31)	(付1.3-30)	
100	671	L10	有効せいdは	有効せい付1.3-3aのdは	
101	671	L30	de ：引張鉄筋群の重心から圧縮縁までの距離（付図1.3－12参照）(mm)	de ：引張鉄筋群の重心から圧縮縁までの距離（付図1.3－13参照）(mm)	H29/07/28追加
102	673	L14	壁を含む部材全せいと断面積がそれぞれ等しい	せいと断面積がそれぞれ等しい	
103	674	L30	有効せいdは	有効せい付1.3-3aのdは	
104	675	L21	文献16)	文献15)	
105	676	L17	削除	(付1.3-42)	
106	678	L2	$p_{cwe} = \dfrac{a_{wc}}{(B - t)s}$	$p_{cwe} = \dfrac{a_w}{(B - t)s}$	H29/07/28追加
107	679	L26～30	通常は壁量が十分にあり，接合部に作用するせん断力が十分に小さいと考えられることから、許容応力度計算を省略して良い。しかし，壁量が少ない場合や柱はり接合部の周囲に壁が配置されない場合など，変形量が大きい接合部では，許容応力度計算を行う必要がある。このときには，たとえばRC規準(2010)15条…	通常は許容応力度計算を省略して良い。許容応力度計算を行う場合は，RC規準(2010)15条…	H27/9/15追加
108	695	L32～33	19)国立研究開発法人建築研究所 向井智久他：実験データベースを用いた鉄筋コンクリート造部材の構造特性評価式の検証，建築研究資料 No.175，2016.11，http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/175/index.html，2017.2閲覧	19) 向井ら：RC部材性能の評価精度を検証可能な実験データベースの構築と検証結果，建築研究資料，2015.04	H29/02/10追加

No.	ページ	行等 （Lは行数）	正	誤	備考
109	716	付図1.5-3	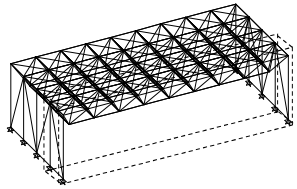	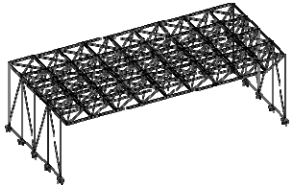	
110	717	付図1.5-6	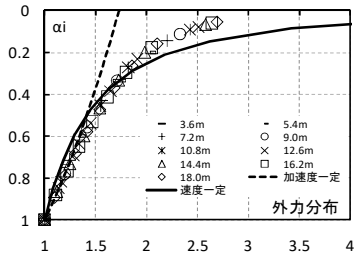	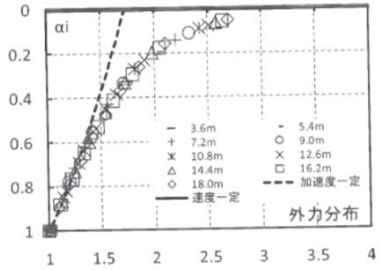	
111	718	付図1.5-7	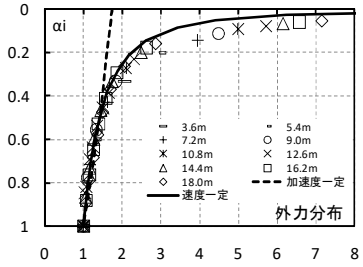	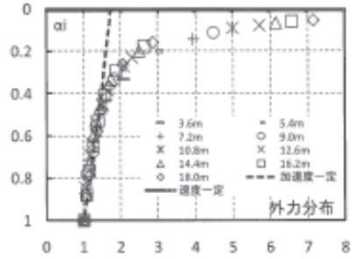	
112	719	L14	1/30rad	1/30/rad	
113	720	付図1.5-10	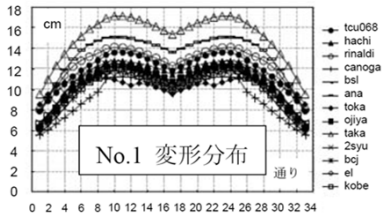 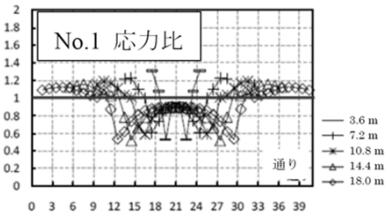 P720　付図1.5-10のNo.1の差し替え		H27/8/18追加
114	738	L12	引張軸力は0.75A_g・σ_y以下としなければならない。	引張軸力は0.75A_g・σ_y下としなければならない。	H27/7/22追加

No.	ページ	行等 （Lは行数）	正	誤	備考
115	764	付図1.9-4	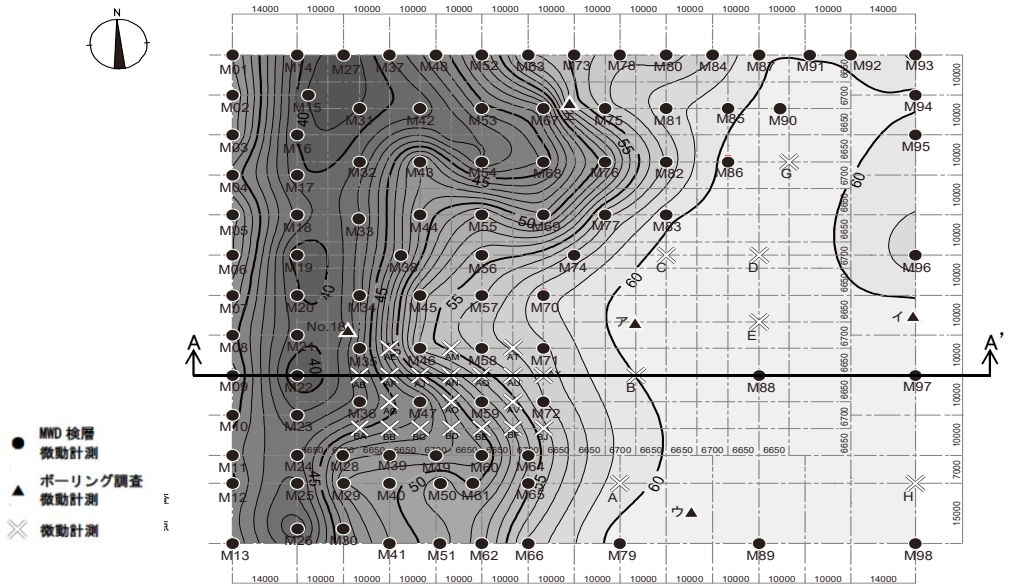 P764　付図1.9-4の差し替え		H27/7/22追加
116	765	付図1.9-5	AB	最上段及び第2段目の「AE」（二か所）	
117	766	付図1.9-6	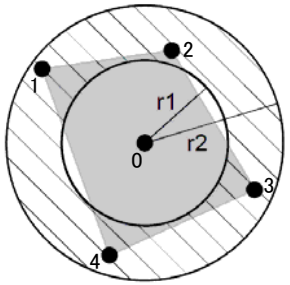	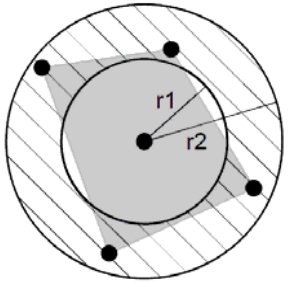	
118	768	L18～19	非定常特性の影響を低減することができる。	非定常特性の影響は1/√nに低減することができる。	
119	775	付図2.2（スタート直下の分岐内に追記）	増改築部分の床面積の規模※7	増改築部分の床面積の規模	
120	775	付図2.2（第三号イの囲み内）	〔構造計算及び仕様規定〕 ○増改築部分は現行の基準に適合 ○既存部分は構造耐力上の危険性が増大しない	〔構造計算〕 （不要） 〔仕様規定〕 ○増改築部分は現行の基準に適合 ○既存部分は構造耐力上の危険性が増大しない	H27/8/4追加

No.	ページ	行等 （Lは行数）	正	誤	備考
121	775	付図2.2（欄外注に追記	※7　例えばケース4が選択可能な四号建築物についてケース1～3のいずれかを適用するなど，より厳しい基準によることは差し支えない。		H27/8/4追加
122	778	平17国交告第566号囲み内 L19	ハ　建築物に設ける令第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機は、令第129条の4、令第129条の5（これらの規定を令第129条の12第2項において準用する場合を含む。）、令第129条の8第1項並びに令第129条の12第1項第六号の規定に適合するほか、当該昇降機の籠が、籠内の人又は物による衝撃を受けた場合において、籠内の人又は物が昇降路内に落下し、又は籠外の物に触れるおそれのない構造であること。	ハ 建築物に設ける令第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機は，令第129条の4及び令第129条の5（これらの規定を令第129条の12第2項において準用する場合を含む。）並びに第129条の8第1項の規定に適合するほか，当該昇降機の籠が，籠内の人又は物による衝撃を受けた場合において，籠内の人又は物が昇降路内に落下し，又は籠外の物に触れるおそれのない構造であること。	H28/1/12追加
123	781	L30～31	この場合には、・・・、(1)で仕様規定（耐久性等関係規定に限る）及び構造計算のいずれも現行規定を適用することとしていた	この場合には、・・・、(1)で仕様規定及び構造計算のいずれも現行規定を適用することとしていた・・・	H27/8/4追加
124	783	L2	付図2.2のケース3	付図2.2のケース3及びケース4	H27/8/4追加
125	783	L9	①既存部分は，・・・（令第137条の2第二号イ）	①既存部分は，・・・（令第137条の2第三号イ）	H27/9/18追加 H27/10/1訂正
126	783	L24	付図2.2のケース4	付図2.2のケース5	H27/8/4追加